

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表等）

1 12月3日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、段階的規制緩和計画の変更等を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり

●第3段階（準備期）へ後退（5日（土）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市3区（ビタクラ区、ラス・コンデス区、サンティアゴ区）、クラカビ区

●第3段階（準備期）へ移行（7日（月）午前5時より）

ビオビオ州ロス・アラモス市

アラウカニア州トライゲン市

ロス・ラゴス州クラコ・デ・ベレス市

●第2段階（移行期）へ移行（7日（月）午前5時より）

ロス・ラゴス州プエルト・モント市、ロス・ムエルモス市

●第2段階（移行期）へ後退（5日（土）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市4区（ラ・ピンタナ区、プダウエル区、セロ・ナビア区、ペドロ・アギレ・セルダ区）

（2）祝日である聖母受胎日（8日（火））にかかる措置として、7日（月）17時から8日（火）8時まで68号線を閉鎖する。

（3）14日（月）皆既日食(eclipse)にかかる措置は以下のとおり。ただし、州間移動許可証免除の条件（出発地及び到着地が第3段階以上）は従来通り。

●10日（木）より、警察軍による検問を強化。

●14日（月）午前0時から16時まで、アラウカニア州湖畔地域への主要な入口（フレイレ・ビリヤリカ間、ビトゥルフケン・ニヤンクル間、ロンコチエ・ビリヤリカ間）を閉鎖。

●13日（日）23時59分から地方当局による解除宣言まで、S40号線のインペリアル・サアベドラ区間を閉鎖。なお出口のみ通行可。

●14日（月）午前9時から14時まで、アラウカニア州湖畔地域の道路（ビリヤリカ・プコン間、プコン・クラレウエ間、ビリヤリカ・リカンライ間、リカンライ・コナリペ間、リカンライ・パンギプジ間）を閉鎖。

（4）クリスマス及び正月にかかる規制

●25日（金）の夜間外出禁令（Toque de queda）の発令時間は午前2時から午前5時までとする。

● 2021年1月1日（金）の夜間外出禁令の発令時間は午前2時から午前7時とする。

● 24日（木）20時から25日（金）午前5時まで、及び31日（木）20時から2日（土）午前5時までの期間、大規模イベントの開催を禁止。

● 集会にかかる人数制限は以下のとおり。

第1段階（義務的自宅待機）：居住者のみ

第2段階（移行期）：15名まで（居住者を含み屋内外に適用）

第3段階（準備期）：20名まで（居住者を含み屋内外に適用）

第4段階（再開初期）：30名まで（居住者を含み屋内外に適用）

2 3日、ピネラ大統領は、12月13日（日）を期限としていた憲法上の例外事態の一つである「大災害事態宣言」を12月14日（月）からさらに90日間延長（2021年3月13日（土）まで）することを発表しました。同宣言は3月18日に宣言され、6月15日に1回目、9月11日に2回目の延長（90日間）がなされていました。

3 12月3日時点で、チリ国内では555,406名（死亡者15,519名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

https://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html